高松市・香川町の 住民負担・行政サービスの現況調査結果等

目 次

1	高松市・香川町の住民負担・行政サー	・ビスの現況調査の結果について	 1
2	高松市・香川町の財政状況について		 3 (
3	三位一体改革と地方交付税について		 4 1

1 高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査の結果について

【住民負担・行政サービス一覧 総務一①】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町
5報 <u>活動</u>			
	・広報紙の発行		
	(名 称)	広報たかまつ	広報かがわ
	(発行日)	毎月1日・15日発行	毎月3日発送(3日が休日の場合は前後の日)
	(型 式)	A4判 8頁 6回	A4判 16頁 年8回
		16頁 18回	20頁 年4回
①印刷媒体			
	(部 数)	1回 126, 500部	1回 7,700部
	・点字広報の発行		
	(名 称)	点字広報	なし
	(発行日)	毎月10日発行	
	(型 式)	B5判 20頁	
	(部数)	1回 100部	
	- 声の広報		
	(名 称)	声の広報(視覚障害者用)	声の広報(視覚障害者用)
	(発行日)	毎月1回	毎月 1回
②その他	(型 式)	カセットテープ 60分	カセットテープ 60分
	┃ ┃ ┃	100本	90~100本 ※町社会福祉協議会登録ボランティア団体実施

【住民負担・行政サービス一覧 総務一②】(平成15年4月1日現在)

	高松			- 17]「ロジに 7		香川町			
						-			
	<u></u> 1 †	①市民相談コーナーでの相談			_	①町民相談			
		相談種別•内容	相談員	実施日時	_	相談種別・内容	相談員	実施日時	
	市」	攺相談	市民相談員	月~金曜日	Ш	人権相談	人権擁護委員	第3水曜日	
				8:30~17:00	41		弁護士	10:00~15:00	
	 #	投相談	市民相談員	月~金曜日	Ш	行政相談	行政評価支局職員	第3水曜日	
	-	T		8:30~17:00	41		行政相談員	10:00~15:00	
	専	人権法律相談	法務局職員	毎週月曜日	Ш	障害者相談	身体障害者相談員	第3水曜日	
		6 =# 1 1 1 1 = = 1	人権擁護委員	10:00~15:00	41			9:00~12:00	
		弁護士法律相談	弁護士	毎週火曜日	Ш	心配ごと相談	民生委員	毎週水曜日	
				第1•3木曜日	Ш			9:00~12:00	
				13:00~16:00	41	各種健康相談	保健師	月~金曜日	
		行政相談	行政評価支局職員	毎週水曜日	Ш			8:20~17:10	
	甲		行政相談委員	10:00~15:00	41				
	П',	税務相談	国税局•県税事務所	第2金曜日	Ш				
		- 65 I - 74	市税務関係職員	10:00~15:00	41				
広聴活動		戸籍相談	市民課職員	第3火曜日	Ш				
仏邨/白男		- w		9:00~16:00	41				
		経営相談	公認会計・税理士	第3木曜日	Ш				
		42 / Jesus	中小企業診断士	13:00~16:00	41				
	相	緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日	Ш				
		W # 1 7 10=0	W # 1 7 15 15 15	9:00~16:00	41				
		消費生活相談	消費生活相談員	月~金曜日	Ш				
		→ 10 ±0 =0/	* ID 40 = 1/2	8:30~17:00	41				
		育児相談	育児相談員	月~金曜日	Ш				
		/* c= +n = \	/D /24.6T	9:00~16:00	-11				
	=·k	健康相談	保健師	月~金曜日	Ш				
	談			8:30~17:00	ᆀ				
	②一日合同行政相談					なし			
		四国行政評価支局と共催で、相談所を開設。 開催回数 毎年1回							
					\dashv	<u> </u>			
		う政モニター	ルナロを効と担ことにつ	1 1 th +		なし			
			や市民意識を提言文やアン						
		囲して腮取し、巾政に	·反映。 人員···47人 亻	±期…2年间					

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政一①】(平成15年4月1日現在)

5負打			高松市		香川町		
			同位川				
税							
①個.	<u></u>						
	均等割		年額2, 500円		年額2, 000円		
	所得割	200万円以下の金額	税率3%		税率3%		
		200万円を超える金額	税率8%		税率8%		
		700万円を超える金額	税率10%		税率10%		
			4期 (6・8・10・12月)		4期 (6・8・10・1月)		
	納期(普通	直徴収)	4期 (6・8・10・12月)		4,0 (0 0 10 17)		
②法,		通徴収)	4期 (6・8・10・12月)		4,41 (0 0 10 17)		
②法,		通徴収) 資本等の金額	4期 (6·8·10·12月)	従業者数50人を超える	従業者数50人以下	従業者数50人を超え	
②法,	<u> </u>					従業者数50人を超え 年額3,000千円	
②法,	<u> </u>	資本等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人を超える	従業者数50人以下		
②法,	<u> </u>	資本等の金額 50億円を超える	従業者数50人以下 年額492千円	従業者数50人を超える 年額3,600千円	従業者数50人以下 年額410千円	年額3,000千円	
②法,	<u> </u>	資本等の金額 50億円を超える 10億円を超え50億円以下	従業者数50人以下 年額492千円 年額492千円	従業者数50人を超える 年額3,600千円 年額2,100千円	従業者数50人以下 年額410千円 年額410千円	年額3, 000千円 年額1, 750千円	
②法,	<u> </u>	資本等の金額 50億円を超える 10億円を超え50億円以下 1億円を超え10億円以下	従業者数50人以下 年額492千円 年額492千円 年額192千円	従業者数50人を超える 年額3,600千円 年額2,100千円 年額 480千円	従業者数50人以下 年額410千円 年額410千円 年額160千円	年額3,000千円 年額1,750千円 年額 400千円	
②法,	<u> </u>	資本等の金額 50億円を超える 10億円を超え50億円以下 1億円を超え10億円以下 1千万円を超え1億円以下	従業者数50人以下 年額492千円 年額492千円 年額192千円 年額156千円 年額 60千円	従業者数50人を超える 年額3,600千円 年額2,100千円 年額 480千円	従業者数50人以下 年額410千円 年額410千円 年額160千円 年額130千円	年額3,000千円 年額1,750千円 年額 400千円	
②法,	<u> </u>	資本等の金額 50億円を超える 10億円を超え50億円以下 1億円を超え10億円以下 1千万円を超え1億円以下 1千万円以下	従業者数50人以下 年額492千円 年額492千円 年額192千円 年額156千円 年額 60千円	従業者数50人を超える 年額3,600千円 年額2,100千円 年額 480千円 年額 180千円	従業者数50人以下 年額410千円 年額410千円 年額160千円 年額130千円	年額3,000千円 年額1,750千円 年額 400千円 年額 150千円	
②法,	<u> </u>	資本等の金額 50億円を超える 10億円を超え50億円以下 1億円を超え10億円以下 1千万円を超え1億円以下 1千万円以下 上記以外の法人	従業者数50人以下 年額492千円 年額492千円 年額192千円 年額156千円 年額 60千円	従業者数50人を超える 年額3,600千円 年額2,100千円 年額 480千円 年額 180千円	従業者数50人以下 年額410千円 年額410千円 年額160千円 年額130千円	年額 1,750千円 年額 400千円 年額 150千円	

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政一②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
—————————————————————————————————————		
•原動機付自転車		
50cc以下	年額1, 000円	年額1, 000円
50ccを超え90cc以下	年額1, 300円	年額1, 200円
90ccを超え125cc以下	年額1, 700円	年額1, 600円
ミニカー	年額2, 500円	年額2, 500円
•軽自 <u>動車</u>		
2輪	年額2, 600円	年額2, 400円
3輪	年額3, 400円	年額3, 100円
4輪以上		
乗用 営業用	年額6, 200円	年額5, 500円
乗用 自家用	年額7, 800円	年額7, 200円
貨物 営業用	年額3, 400円	年額3,000円
貨物 自家用	年額4, 300円	年額4,000円
専ら雪上を走行するもの	年額2, 600円	年額2, 400円
·小型特殊自動車		
農耕作業用のもの	年額1, 700円	年額1, 600円
その他のもの	年額5, 100円	年額4, 700円
・2輪の小型自動車		
250ccを超えるもの	年額4, 300円	年額4,000円
納期	5月	4月

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政一③】(平成15年4月1日現在)

I II	広貝担 11 以り	一に入一覧 企画財政一③』(平成15年4月1日現在)				
		高松市	香川町			
- 固分	2資産税					
	納税義務者等	1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者			
	税率及び免税点	課税標準額の1.4/100(標準税率)	課税標準額の1.4/100(標準税率)			
		(免税点) 土 地 30万円未満	(免税点) 土 地 30万円未満			
		家 屋 20万円未満	家 屋 20万円未満			
		償却資産 150万円未満	償却資産 150万円未満			
	納期	4期 (4・7・9・11月)	4期 (5・7・9・11月)			
•特5	川土地保有税	※平成15年度から課税凍結	※平成15年度から課税凍結			
	納税義務者等	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有)			
		1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)			
	課税標準及び	課税標準額は取得価額とする。	課税標準額は取得価額とする。			
	税率	免税点 5,000㎡未満	免税点 5,000m ³ 未満			
		(保有)	(保有)			
		・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100	・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100			
(取得)		(取得)	(取得)			
	・取得価額の3/100		・取得価額の3/100			
	納期	保有5月 取得2月または8月	保有5月 取得2月または8月			

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政一④】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町
•入湯	稅		
		鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者:鉱泉浴場の経営者)	なし
	課税標準及び税率	入湯客1人1日につき 150円	
	納期	特別徴収義務者が毎月分を翌月15日までに申告納入	

〇税関係証明手数料 (単位:円)

	納 税 証 明	市(町)民税 関係証明	固定資産税 関係証明	営 業 証 明	その他の証明
	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき
高松市	350	350	350	350	350
香川町	300	300	300	300	300

(単位:円)

	住宅用		閲 覧 =	手 数 料	
	家屋証明	土地·家屋 名 寄 帳	土地閲覧用 台 帳	家屋閲覧用 台 帳	地 籍 図
	1件につき	1通につき	5筆ごとに	5棟ごとに	1枚につき
高松市	1,300	350	350	350	350
香川町	300	1件につき 300	1件につき 300	1件につき 300	300

【住民負担・行政サービス一覧 市民一①】(平成15年4月1日現在)

		高松市		香川町		
民健原	康保険料(税)					
保険料率等		医療給付費分 介護納付金分		医療給付費分	介護納付金分	
	所得割	7. 0%	0.9%	6. 0%	0. 65	
	資産割	26. 9%	5. 0%	25. 0%	5. 0	
	均等割(1人)	29, 100円	5, 500円	27, 600円	6, 000	
	平等割(世帯)	24, 200円	3, 300円	27, 600円	3, 900	
	課税限度額	530, 000円	70, 000円	530, 000円	80, 000	
	徴収回数	年8	B回	年8	B回	
(設)	定例) ・4人家族(うち、40歳	以上64歳まで 2人)、給与所得200	万円、・固定資産税5万円			
	所得割	116, 900円	15, 030円	100, 200円	10, 855	
	資産割	13, 450円	2, 500円	12, 500円	2, 500	
	均等割	116, 400円	11, 000円	110, 400円	12, 000	
	平等割	24, 200円	3, 300円	27, 600円	3, 900	
	計	270, 900円 (百円未満切捨て)	31, 800円 (百円未満切捨て)		29, 200 (百円未満切捨	
	合 計	302,	700円	279, 900円		
5(町)民葬儀制度		窓口の夜間等の延長業務は、行っただし、繁忙期においては、窓口町(平成15年3月24日~4月4日、なお、高松天満屋9階において市戸籍謄(抄)本、住民票、印鑑登録開業日:平日及び土・日曜日、祝田(12月29日~1月3日)及開業時間:午前10時~午後6時3	収扱時間の延長を行っている。 平日の午後7時まで延長。) 民サービスセンターを開設し、 就証明書などを発行している。 ヨ。ただし、年末・年始 なび高松天満屋の休業日は除く。	窓口の延長業務は行っていない。 ただしICカードにより、住民票・印 自動交付機を、年末年始を除き、 毎日(土・日・祝日含む)稼動してい	濫登録証明書を発行する 午後8時まで	
		・葬儀に対する経済的負担の軽減 (種類および料金)	Č	- 葬儀に対する経済的負担の軽減 (種類および料金)		
		種類	料金	種類	料金	
(H)/L	へ 」/ 	A型	230, 000円	A型	230, 000	
		B型	130, 000円	B型	130, 000	
				やすらぎ苑葬	120, 000	

【住民負担・行政サービス一覧 市民一②】(平成15年4月1日現在)

○各種証明手数料 (単位:円)

		戸 籍	除	籍		
謄本・抄本 記載事項証明 受理証明		正明書	謄本∙抄本	記載事項証明		
	1通につき	1件につき	1通につき	1通につき	1通につき	1件につき
高松市	450	350	350	(上質紙)1400	750	450
香川町	450	350	350	(上質紙)1400	750	450

(単位:円)

	戸籍附票		住 民 票		£Π	鑑
	写 し	写 し	記載事項証明	閲覧	登録証明書	印鑑登録証
	1通につき	1通につき	1件につき	1回1世帯につき	1通につき	1件につき
高松市	350	350	350	350	350	350
香川町	300	300	300	300	300	300

(単位:円)

-							(E : 1 3/
				₹ (の 他		
		身分証明書	埋火葬証明 (写し)	その他の証明	外国人登録済 証 明 書	公的年金受給者の	その他の証明
		1通につき	1通につき	出産一時金請求の ための出生証明	1件につき	現況届証明	1件につき
	高松市	350	350	無料	350	無料	350
	香川町	350	350	無料	300	無料	300

9

【住民負担・行政サービス一覧 市民 - 】(平成15年4月1日現在)

1 2 2 2			香川町			
·医療費助成	医療費の自己負	担分を助成	医療費の自己負	医療費の自己負担分を助成		
	県補助事業	(所得制限)あり	県補助事業	(所得制限)あり		
	(受給対象者)	6歳未満児	(受給対象者)	6歳未満児		
】 】 乳幼児	(給付方法)	償還給付、(現物給付)	(給付方法)	償還給付·(現物給付)		
子心	市単独事業	(所得制限)なし	町単独事業	(所得制限)なし		
	(受給対象者)	6歳未満児	(受給対象者)	6歳未満児		
	(給付方法)	現物給付、償還給付	(給付方法)	現物給付·償還給付		
	県補助事業	平成15年度より廃止	県補助事業	平成15年度より廃止		
老人	(受給対象者)	68歳、69歳老人 (ただし、昭和8年3月31日以前生まれの者)	(受給対象者)	68歳、69歳老人 (ただし、昭和8年3月31日以前生まれの者)		
	県補助事業	(所得制限)あり	県補助事業	(所得制限)あり		
	(受給対象者)	·身体障害者手帳1~3級 ·療育手帳 (A), A (B)	(受給対象者)	·身体障害者手帳1~3級 ·療育手帳 🖲 , A , B		
		·身体障害者手帳4級かつ 戦傷病者手帳特別項症~第4項症		·身体障害者手帳4級かつ 戦傷病者手帳特別項症~第4項症		
心白	(給付方法)	償還給付、(現物給付)	(給付方法)	償還給付・(現物給付)		
心身 障害者	市単独事業	(所得制限)なし	町単独事業	(所得制限)あり		
	(受給対象者)	・上記補助事業において、所得制限で対象外となったもの	(受給対象者)	·身体障害者手帳4級 ·療育手帳		
		·身体障害者手帳4級 ·療育手帳B		·戦傷病者手帳特別項症~第7項症		
		·戦傷病者手帳特別項症~第7項症				
	(給付方法)	現物給付、償還給付	(給付方法)	現物給付·償還給付		
	県補助事業	(所得制限)あり	県補助事業	(所得制限)あり		
母子 家庭等	(受給対象者)	母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など	(受給対象者)	母子家庭(父子家庭の子 を 含む)の母·児童など		
	(給付方法)	償還給付、(現物給付)	(給付方法)	償還給付・(現物給付)		

10 -

【住民負担・行政サービス一覧 市民一④】(平成15年4月1日現在)

		高松市		香川町			
打犯火	J						
		・防犯灯新設等助成 防犯灯の新設、切替、 びに維持管理に要する総	移設および補修工事なら 怪費の一部を助成	・防犯灯新設等補助 自治会等が防犯灯の設置工事等をする場合、適当と 認められるものに対し補助金を交付			
区分		助成金額	助成基準	補	助金額	—————————————————————————————————————	
新	新設工事	全額 21,000円	市長が指定した20ワット蛍光 防犯灯を、原則として既存の 電柱に設置するとき	設置工事費一式 20,000円未満 設置工事費一式	設置工事費×70% 100円未満端数切り捨て	1基1灯とし、原則として 20ワット蛍光防犯灯を 既存の電柱に設置し、	
設				20, 000円以上 最高限度額		維持管理を設置した自 治会等で行うもの	
	切替工事	全額 22, 700円	既存の白熱防犯灯を新設工 事に準じて蛍光防犯灯に切り 替えるとき	設置工事費一式 20,000円未満 設置工事費一式		自治会等が維持管理してい る既存防犯灯を新設工事に 準じて蛍光防犯灯に更新す	
エ				20, 000円以上 最高限度客	15,000円一律 頃は15,000円	るときで、原則として設置後 10年以上経過しているもの	
事	移設工事	工事費の50%。 但し、1灯当たりの 助成額が9,000 円を超える場合は、	既存の防犯灯のうち電柱の 建て替え、または、道路の変 更その他により、灯具を移設 するとき(水銀灯は除く)	なし			
等	補修工事	9,000円を限度	既存の防犯灯のうち灯具(白 熱電球、管球類交換は除く) を修理するとき(水銀灯は除 く)	なし			
維	蛍光灯管球 類の交換	全額 4,000円	防犯灯の管球類を交換する	なし			
持	白熱電球の 交換		とき				
管	電気料金	白熱灯40ワット	蛍光防犯灯、白熱防犯灯お				
理		(蛍光灯20ワット) 電気料相当額以内	よび水銀防犯灯のうち市長が 指定したもの	なし			

【住民負担・行政サービス一覧 市民一⑤】(平成15年4月1日現在)

高松市

	•自治会集会所新築等助成						
	地域住民活動の拠点である自治会集会所の新設等の						
	整備に対する	助成					
	事業名	補助対象限度額	補助率				
	集会所の	1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、					
	新築	当該設備に要した額〔100万円を限度とする〕					
	(改築・購入)	を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に					
		要した額〔100万円を限度とする〕を上乗せ					
		することができる。)					
	集会所の	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合					
	増築	にあっては、当該設備に要した額〔100万円					
		を限度とする〕を上乗せすることができる。)	50%以内				
	集会所の	200万円(ただし、安全設備の整備を行う					
	改修	場合は、当該整備に要した額〔100万円を					
	(改造・修繕)	限度とする〕を、浄化槽の整備を行う場合は、					
		当該整備に要した額〔100万円を限度とする〕					
•自治会集会所		を上乗せすることができる。)					
	※次に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。						
	①各種公共事業に伴う環境整備事業等により、国・県・市等から集会所の						
	新築等に係る補助金等の交付を受けている、または交付が予定され						
	ている場合						
	②集会所を新築、増築する敷地の購入、借入れ、また、土地の造成に						
	要する費用						
	③建物の総面積が9.917平方メートル未満の集会所の新築または 増築に要する費用						
	④集会所の新築、増築又は改修に要する総額が50万円未満の費用						
	⑤既存の建築	物を解体し、または移転して集会所を建築しよう。	とする				
	場合の当該	建築物の解体または移転に要する費用					
	⑥塀、門、物間	置等、集会所本体以外の附属建物等の建設に要す	する費用				
	⑦カーペット や	ウカーテンの設置・取替に要する費用(カーテンレー	ールの				
	設置に要す	る費用は除く)					
	⑧座布団、机	、椅子、食器類等の備品購入に要する費用					
	9年度内にお	ける同一集会所に係る補助金交付の2回目以降	の申請				

・区(自治会)集会所建築等補助金交付 地域住民活動の拠点である区(自治会)集会所の新設等の 整備に対する補助金交付

香川町

-			
	事業区分	補助条件	補助金額
ı		・関係区民の総意により	施設を共同使用する戸数1戸
		建設する共同施設で、	当たり5,000円を乗じた額と、
		公共の用に供し得る	固定資産税課税対象家屋評価
	新築	もの	の例に準じて評価した額から
	机采	・施設の共同利用の範囲	減耗額を減じて得た額100点
ı		が20戸以上のもの	当たり100円を乗じて得た額
		・施設の建築面積が33㎡	の合計額以内
		以上のもの	〔300万円を限度とする〕
	増築	既設の集会所の増築	増築に要した経費の1/2以内
	垣 采		〔50万円を限度とする〕
	改修	既設の集会所の建物	
	(改築)	本体及びこれに附帯す	増築に要した経費の1/2以内
	(修繕)	る設備等の修繕	〔50万円を限度とする〕

- ※次に掲げる経費並びに場合については、補助金交付の対象とならない。
- ・各種公共事業に伴う環境整備事業等により、国・県・町等から集会所 の新築に係る補助金等の交付を受けている、又は交付が予定されて いる場合
- ・集会場を新築、増築する敷地の購入、借入れ、また、土地の造成に 要する費用
- ・当該施設に補助条件以外の目的外施設が併設されている場合の 目的外部分
- ・補助金の交付を受けようとする事業実施年度の10月末日までに 町と事前協議が出来ていない場合
- ・カーペットやカーテンの設置・取替に要する費用(カーテンレールの設置に要する費用は除く)
- ・座布団、机、椅子、食器類等の備品購入に要する費用
- ・年度内における同一集会所に係る補助金交付の2回目 以降の申請

12

【住民負担・行政サービス一覧 健康福祉一①】(平成15年4月1日現在)

	高松市		香川町	
介護保険料				
保険料基準額	(第1号被保	険者)年額 40,400円 徴収回数一年8回	(第1号被保	険者)年額 36,000円 徴収回数-年8回
	(対象)	77歳、88歳、99歳以上	(対象)	75歳以上
O# + + + A / B \	(支給内容)	77歳 10,000円	(支給内容)	75歳以上該当者全員(3,000円相当の敬老祝品)
①敬老祝金(品) 支給		88歳 20,000円		当年90歳該当者(5,000円相当の特別祝品)
文 和		99歳以上 30,000円		夫婦で170歳と171歳(10,000円相当の特別祝品)
		※別に、祝品贈呈事業あり		93歳以上の在宅高齢者(5,000円相当の慰問贈呈品)
②寝たきり老人 入浴サービス事業		※介護保険制度へ移行		※介護保険制度へ移行(町社会福祉協議会で実施)
	(対象)	65歳以上の寝たきり高齢者・痴呆性高齢者を6カ月以上在	(対象)	町内に1年以上居住する65歳以上の在宅高齢者で、要介護
A -# - A		宅で介護している者		認定4又は5を受けた者を、6ヶ月以上在宅で常時介護
③介護見舞金 支給事業				している者
义和学术	(内容)	生計中心者の前年分所得が800万円以下の世帯が対象 月額6,000円	(内容)	年額48,000円
	(内容)	市社会福祉協議会が市民参加により実施している家事・		・給食サービス
		介護・食事などのサービスを行う会員制の在宅福祉サー	(対象)	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等の世帯で、この事業
④在宅福祉 サービス		ビス事業に助成している。また、65歳以上の在宅のひ		を利用することにより栄養の改善が認められる者
助成事業		とり暮らし高齢者などで、市民税非課税の者がこの食事サー	(回数)	週2回
-33,24 1, 214		ビスを利用する場合に、1食当たり250円を助成している。	(費用)	一食当たり450円の内、自己負担額150円、300円を助成
				している。
⑤老人福祉施設	(内容)	平成15年度から廃止		社会福祉法人等が施設整備のため、社会福祉・医療事業団か
整備事業助成				ら資金借入を行った場合、予算の範囲内で借入金に係る利子
及び利子補給				補給を行う。
⑥老齢年金		なし		なし
			(対象)	・要介護認定で4又は5と判定され過去1年間介護保険の
		③の介護見舞金支給事業において対応		サービスを受けなかった者
⑦家族介護				・概ね3ヶ月以上の長期入院をしていない者
慰労事業				・町民税非課税世帯の在宅者
			(補助内容)	年額10万円

13 -

【住民負担・行政サービス一覧 健康福祉 - 】(平成15年4月1日現在)

(住氏貝担・1)以り	高松市	1. 健康伸性: 1(平成13年4月1日現任)	香川町	
身体障害者福祉				
福祉タクシー	(対象)	身体障害者手帳1・2級および補装具としての車いすを使用している障害者(児)ならびに療育手帳(A)、A該当者、精神障害者保健福祉手帳1・2級	(対象)	なし
助成事業	(助成額)	チケット制 1回1枚500円 年間:1級A・車いす-30枚 , 2級、A-15枚	(助成額)	
三	(県補助事業	異)	(県補助事業	美)
更生医療 自己負担額	(対象)	更生医療の給付を受けている者	(対象)	身体障害者医療の資格のある者で
費用助成	(助成額)	更生医療自己負担分の助成		更生医療の給付を受けている者
24.3-10.10			(助成額)	更生医療自己負担分の助成
補装具 給付費用自己	(対象)	補装具の給付を受けている者	(対象)	なし
負担額助成	(助成額)	補装具給付に伴う自己負担分の助成	(助成額)	
障害者福祉金	(対象)	身体障害者手帳3級以上の者、療育手帳(A), A, Bの者、 及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者で、高松市に 引き続き1年以上住所を有する20歳以上の者	(対象)	なし
	(助成額)	障害者1人につき年額15,000円	(助成額)	1
障害児福祉金	(対象)	身体障害者手帳3級以上の者、療育手帳A、A、Bの者 及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者で、高松市に 引き続き1年以上住所を有する20歳未満の者	(対象)	町内に1年以上居住する20歳未満の者で、身体又は精神に 重度又は中度以上の障害を持っている者(特別児童扶養手当 の規定に該当する心身障害児)
	(助成額)	児童1人につき年額20,000円	(助成額)	児童1人につき年額24,000円
心身障害者 (児)紙おむつ 給付事業	(対象)	3歳以上65歳未満の障害者で、身体障害者手帳1級 (下肢機能障害・体幹機能障害・内部障害)または 療育手帳(A)のうち、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを 必要とする者	(対象)	補装具給付事業に含まれる
	(助成額)	1月60枚の紙おむつを給付	(助成額)	
介護見舞金	(対象)	身体障害者手帳1・2級を所持し、日常生活動作評価表 8点以上及び療育手帳④、Aを所持し、日常生活能力 判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅重度 障害者を常時介護している者(高松市に1年以上住所を 有し、生計中心者の前年分所得が、800万円以下の者)	(対象)	なし
	(助成額)	月額6,000円	(助成額)	

- 14 -

【住民負担・行政サービス一覧 健康福祉 - 】(平成15年4月1日現在)

	高松市	1 健康価値・1(十成13年4月1日現任)	香川町			
· 児童福祉						
	·乳児保育			·乳児保育		
	(対象)	各保育所によって異なる(2カ月~6カ月)	(対象)	10ヶ月からの乳児		
71B 84-1B	(実施箇所)	公立21箇所 私立24箇所	(実施箇所)	公立6箇所		
乳児·障害児 保育	·障害児保育		·障害児保育			
IN FI	(対象)	健常児と集団生活が可能か、または、介助を要するが集団	(対象)	健常児と集団生活が可能で日々通所でき、かつ介助を		
		生活が必要と思われる児童		要するが集団生活が必要と思われる児童		
	(実施箇所)	公立15箇所 私立12箇所	(実施箇所)	公立6箇所		
延長保育	(実施箇所)	公立10箇所 私立24箇所	(実施箇所)	公立3箇所		
延 技体自	(延長時間)	公立は午後6時30分~午後7時、私立は保育所により異なる。	(延長時間)	午後6時~午後7時		
	(階層区分)	D6まで(10階層)	(階層区分)	D6まで(9階層)		
	(最高額)	3歳未満児 53,000円	(最高額)	3歳未満児 46,000円		
		3歳児 34,000円		3歳児 31,000円		
		4歳以上児 29,000円		4歳以上児 26,000円		
	(軽減措置)	・B ~ D 2階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、	(軽減措置)	・B ~ D2階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、		
		その他の児童は1/10		その他の児童は1/10		
		・D3~D6階層では、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、		·D3~D6階層では、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、		
保育料		その他の児童は1/10		その他の児童は1/10		
		・市単独の軽減措置として、同 一世帯で3人以上の児童を養		·町単独の軽減措置として、同一世帯で3人以上の児童を		
		育している世帯の出生順位が 第3位以降の児童のうち、3歳		養育している世帯の出生順位が第3位以降の児童のうち、		
		未満児の保育料は免除、3歳 以上児の保育料はD2階層以		3歳児未満の保育料は免除、同一世帯から出生順位が		
		下免除·D3階層以上半額に 軽減		第3位以降である3歳児未満を含む2人以上の児童が		
				措置されている場合は、⑦ . 最も徴収基準額が低い児童は		
				全額で、分. ⑦以外の児童のうち、最も徴収基準額が		
				低い児童は1/2、ヴ .その他の児童は1/10に軽減		
	(対象)	市内に1年以上居住する義務教育終了前の児童で、父母ま	(対象)			
		たはそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでな		なし		
母子家庭		いもの、または、児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手				
児童等福祉金		当の支給を現に受けている母または養育者の監護または養				
		育を受けているもの				
	(支給額)	児童1人につき 年額15,000円	(支給額)			

【住民負担・行政サービス一覧 環境一①】(平成15年4月1日現在)

	高松市	, , ,			香川町					
・ごみ処理	①一般廃棄物処理手数料				①一般廃棄物処理手数料					
区分	種別		金額		種別(消費税別途)		金	額
一般家庭	市の収集計画による収集		無料		町の収集計画による収集		大(45	۷)		400円
	臨時に収集し、運搬し、処分する	加生 军机	品目により			可燃	中(30	۷)		300円
	家庭系一般廃棄物(特定家庭用	収集、運搬 および処分	500円		町指定ごみ袋		小(20	۷)		200円
	機器廃棄物を除く。)	355,5,2,3	1, 000円		(10枚入り1セット)	不燃				400円
			2, 000円		(収集・運搬・処分)	資源	カン類	・ビン類		200円
					・町環境センターへの持ち辺	込みによる処	分手数制	料		
	臨時に収集し、および運搬する	収集および	1台につき		可燃ごみ・不燃ごみ	10Kg毎に		2	0円	
	特定家庭用機器廃棄物	収集のより 運搬	2, 000円		粗大ごみ	10Kg毎に		10	0円	
		~			・町による戸別の収集運搬	及び処分手数	枚料			
					粗大ごみ	軽四輪トラッ	ック1車	3, 50	0円	
					粗大ごみ	2トントラック	71車	11, 00	0円	
事業者等	┃				・町環境センターへの持ち込みによる処分手数料					
	・100kgまで1, 100円				可燃ごみ	10Kg毎に			0円	
	・100kgを超えるものは1, 100円に、	20kg			不燃ごみ	10Kg毎に		30	0円	
	までごとに220円を加算した額				粗大ごみ	10Kg毎に		50	0円	
	・上記の額に、それぞれ100分の105	を乗じて得た額とす	·る。	・上記の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額とする。			5 。			
	ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てるものとする。				ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てるものとする。					
12 WH 65 0			4 400 ml	+		A				
犬、猫等の	収集、運搬及び処分した場合 1体		1, 480円		収集、運搬及び処分した場合				1,	, 000円
死体	持ち込みにより処分した場合 1体		590円	+	持ち込みにより処分した場合					500円
	②一般廃棄物処理業等許可手数料	単位	工业 加		②一般廃棄物処理業等許可	可手数料		22/1		
	種別	1件	手数料		種別	7.\		単位		0000
	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	1万円		一般廃棄物収集運搬業(ごみ) 1件				, 000円		
	一般廃棄物処分業(ごみ)	1万円		一般廃棄物収集運搬業(し)	水)		1件		, 000円	
	一般廃棄物収集運搬業(し尿)	1件	1万円		净化槽清掃業			1件	/	, 000円
	一般廃棄物処分業(し尿)	1件 1件	1万円							
	净化槽清掃業	l 1 11	1万円							

【住民負担・行政サービス一覧 環境一②】(平成15年4月1日現在)

【正戊貝匹门	以りしへ	見 垛况 ②八十	成T5年4月T日現在)					
	高松市				香川町			
・生ごみ処理器 購入補助	〇機械式〇堆肥化容器購入金額の1/2以内購入金額の3/4以内限度額 1基につき 25,000円限度額 1基につき6,000円1世帯1基まで1世帯2基まで			000円	○堆肥化容器 購入金額の1/2以内 限度額 1基につき 3,000円 1世帯2基まで			
	・汲み取り料金	T		料金	・汲み取り料金		料金	
	 定額制	人数割(1人1カ月に	·つき)	330円	 定額制	人数割(1人1月につき)	370円	
	(一般家庭)	回数割(1回につき)	.) (340円		八	340円	
	従量制 (事業所等)	18リットルにつき		210円		18リットルにつき	230円	
・し尿処理	特別料金	ホース2本(40m)を	超える場合 1本につき	280円加算	特別料金	汲み取りホース2本を超える場合1本につき	280円加算	
0.,,,,,,		軽四輪車による収集		460円加算		軽四輪車による収集の場合1回につき	460円加算	
		一般家庭用無臭トイ	レの場合 1回につき	460円加算		無臭トイレ1回につき	460円加算	
	浄化槽汚泥	(社)香川県浄化槽セ	ンター規定料金のみ		浄化槽汚泥	(社)香川県浄化槽センター規定料金以外に 18以につき20円加算		
	備考:上記の金額により積算した合計額に100分の5を乗じて得た額 (ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てた額)を加算する。				備考:上記の金額により積算した合計額に100分の5を乗じて得た額 (ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てた額)を加算する。			
	・活動状況 環境美化運動の推進、リサイクル運動等の 推進、ごみの適正排出の推進、モデル地区 の指定、環境衛生知識の向上等				活動状況 衛生美化運動の推進、生活排水対策研修会 環境衛生知識の向上			
•衛生組合	・組織 単位衛生組合(1,597組合・100,968世帯) ↓ 地区衛生組合協議会(35地区) ↓ 高松市衛生組合連合会(1連合会)			·組織 香川県地区衛生	生組織連合会香川支部			

- 17

【住民負担・行政サービス一覧 産業一①】(平成15年4月1日現在)

	ビス一覧 産業一①』(平成15年4月1日現在) ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ 	香川町
54 '/W #u rit	The state of the s	I I I C C C C C C C C C C C C C C C C C
触資制度 ┏		
①小口資金		
(対象)	・市内で6カ月以上引き続き同一事業(保証協会の保証対象業種に限る。)を営む中小企業者 ・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ・本制度の融資を受けていない、保証人になっていない中小企業者	・この融資の保証人として1口を超える保証をしていない者 ・町内に事業所があり、1年以上同一の事業を営む中小企業又は、 町内に1年以上住所を有する中小企業者 ・納期到来分の町税を完納している者
(融資金額)	700万円以内	500万円以内
(融資利率)	1. 8%	1. 8%
(保証料率)	0. 68%	0. 68%
(融資期間)	6年以内	4年以内
②開業資金		
(対象)	・市内に1年以上居住している25歳 以上の者 ・市内で自ら中小企業者として独立開業するための適切かつ 確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者 ・同一業種に5年以上勤務し、市内にその事業(保証協会の 保証対象業種に限る。)と同一の事業を新たに開業しようとする者 ・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ・本制度の融資の保証人になっていない中小企業者	なし
(融資金額)	500万円以内	
(融資利率)	1. 8%	
(保証料率)	不要	
 (融資期間)	5年以内	

18

【住民負担・行政サービス一覧 産業一②】(平成15年4月1日現在)

住民負担・11以り一に	《一覧 産業一②』(平成15年4月1日現在) 	Z. I.I.The		
	高松市	香川町		
融資制度				
③勤労者住宅資金貸付制原				
(対象)	・市内に自ら居住するための住宅を新築、増改築または 購入する勤労者	 ・町内に住居を有し又は有しようとする勤労者とし、次のすべてに該当する場合 1. 居住用の住宅を新築(増築を含む)、又は購入する方で、同居家族又は同居予定家族がある方。 2. 香川町税を完納し、前年の所得が800万円以下で返済能力があると認められる方。 3. 住宅の床面積が30㎡以上240㎡以下のこと。 		
(融資額)	100万円以上600万円以内	1,000万円以内(1世帯1件とする)		
(利率)	四国労働金庫の定めるところによる	四国労働金庫の定めるところによる		
(償還期間)	四国労働金庫の定めるところによる	四国労働金庫の定めるところによる		
(優遇措置)	0.3%の利子還付を1年間に限って行う			
④同和対策小規模企業融資	文 司			
(対象)	・市内の対象地域で6ヶ月以上引き続き同一事業(保証協会の保証対象業種に限る。)を営む小規模企業者・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者。・本制度の融資を受けていない者。	なし		
(融資金額)	500万円以内			
(融資利率)	1. 7%			
(保証料率)	0. 58%			
 (融資期間)	7年以内			

-

【住民負担・行政サービス一覧 産業一③】(平成15年4月1日現在)

	一口人一見を展一切』(平成し	高松市	•			香川町			
農業基盤整備									
①ほ場整備事業									
			補	助率			補	助率	
(整備手法)	(整備手法)			市	地元	国	県	町	地元
県営ほ場整備事	業	45%	30%	20%	5%	50%	30%	10%	10%
団体営基盤整備	事業 (一般型)	50%	10%	35%	5%	55%	20%	15%	10%
単独県費補助土	:地改良事業	_	50%	45%	5%	_	50%	20%	30%
単独市(町)費補	助土地改良事業	_	_	85%	15%	_	_	_	_
②灌漑排水事業									
			補	助率			補	助 率	
(整備手法)	工種	国	県	市	地元	国	県	町	地元
県営灌漑排水	ため池(大規模)	55%	28%	12%	5%	55%	28%	11%	6%
事業	灌漑排水	50%	25%	20%	5%	50%	25%	10%	15%
団体営(農	地防災) ため池(小規模)	50%	20%	25%	5%	50%	20%	12%	18%
事業 (一	般型) 灌漑排水	50%	10%	35%	5%	50%	10%	16%	24%
土地改良施設維	持管理適正化事業	30%	30%	35%	5%	30%	30%	16%	24%
単独県費補助土	:地改良事業	_	50%	45%	5%	_	50%	20%	30%
	ため池	_		90%	10%	_	_	40%	60%
単独市(町)費	ため池(取水装置)			85%	15%	_	_	40%	60%
補助土地改良	特定ため池	_	_	100%		_	_	_	_
事業(主な工種	水路	_		85%	15%	_	_	40%	60%
のみ)	水路付帯施設	_		85%	15%	_	_	40%	60%
	特定排水路			95%	5%	_	_	_	_
③農道整備事業									
			補	助 率			補	助 率	
(整備手法)		国	県	市	地元	围	県	町	地元
県営事業	一般農道型	45%	30%	25%	_	45%	30%	25%	_
団体党事業	豊 道 敕 借	50%	10%	35%	5%	50%	10%	40%	_
凹	団体営事業 農道整備		50% 10%		აე% ე%		50%	50%	_
単独県費		_	50%	45%	5%	_	50%	50%	_
単独市(町)費		_	_	85%	15%	_	_	40%	60%
単独市(町)費(幹線農道)	_	_	95%	5%	_			_

【住民負担・行政サービス一覧 都市開発】(平成15年4月1日現在)

ILNEE 1	高松市	香川町
•緑化推進事業	 高松巾 ①生け垣設置の助成 (対象) ・市内在住者の所有宅地内に新しく生け垣を設置するものであること。 ・生け垣は、公衆用道路に面した部分の延長が4m以上であること。 ・樹木は、道路から見える部分の高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり2本以上を道路に沿って植栽するものであること。 (助成額) ・1m当たり5,000円で、15万円を限度 ②環境保全緑化の助成 (対象) ・市内に住所を有する事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するものであること。 ・高木の植栽については、修景に配慮し公衆用道路から樹木全体が見えること。 ・低木だけの植栽については、公衆用道路に面した部分が4m以上であること。 ・低木は、道路面から高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり1本以上を道路に沿って植栽するものであること。 (助成額) ・植栽工事費の1/2以内で、15万円を限度 	なしなし
	③その他 (対象) ・市内各地で実施する緑化祭、緑化木植樹および管理、各種花等の 展示会、花いっぱい推進事業等を行う者で、協会理事長が適当と 認めるもの。 (助成限度額) ・3万円	なし
・古木、巨木など の名木に対する 助成	(対象) ・1.5mの高さにおける幹の周囲が概ね1.5m以上のもの。 ・高さが概ね15m以上のもの。 ・株立した樹木で、高さが3m以上で相当の樹齢を経たもの。 ・はん登性樹木で、枝葉が概ね30㎡以上のもの。 ・希少価値のある珍しい樹木で相当の樹齢を経たもの。 ・その他、特に価値のある樹木で保存を必要とするもの。 (補助額) ・1本当たり、2万円	なし

【住民負担・行政サービス一覧 土木一①】(平成15年4月1日現在)

				高松市	香川町
道路占用料(主な	もの)				
占用物件		単位	占用期間	占用料(円)	占用料(円)
電柱		本	年	1, 600	_
電話柱		本	年	930	_
公衆電話所		個	年	1, 400	_
標識類	停留所標識	本	年	1, 100×0. 5=550	_
	その他標識	本	年	1, 100	_
地下	外径0. 1m未満	m	年	48	_
埋設物	外径0. 1m以上0. 15m未満	m	年	72	
	外径0. 15m以上0. 2m未満	m	年	95	_
	外径0. 2m以上0. 4m未満	m	年	190	_
	外径0. 4m以上1m未満	m	年	480	_
	外径1m以上	m	年	950	

		高松市		香川町	
合併	f処理浄化槽設置				
補助		・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)	
			*		
	5人槽	445, 000円	354, 000円	5人槽	354, 000円
	6~7人槽	514, 000円	411, 000円	6~7人槽	411, 000円
	8~10人槽	648, 000円	519, 000円	8~10人槽	
	11~20人槽	981, 000円	981, 000円	11~20人槽	519, 000円
	21~30人槽	1,668, 000円	1, 668, 000円	21~30人槽	519, 000H
	31~50人槽	2,238, 000円	2, 238, 000円	31~50人槽	
		補助限度額が※の欄になるケース			
		① 補助金申請日以前に納期の到来した	と高松市税を滞納している場合		
		② 補助対象の専用住宅を他に賃貸し、	または賃貸しようとする場合		
		③ 建売業者が、販売等の目的で専用値	E宅に合併浄化槽を設置する場合		
		④賃貸目的の共同住宅(アパート等)を			

【住民負担・行政サービス一覧 土木一②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	- 見 工不一么八千成15年4月1日現1	·	霍	別町					
	適用区分	汚水排除量(1カ月につき)	金額(円)		基本	 料金	従量料金(1m³につき)			
	一般	8m³まで 750			一般	污水	汚 水 量 (m³)	使用料(円)		
		8m³を超え13m³まで(1m³につき)	85		汚水量	使用料(円)	11から30まで	120		
		13m³を超え20m³まで(1m³につき)	90				31から50まで	140		
		20m³を超え50m³まで(1m³につき)	130		10m³	1, 000	51から100まで	160		
		50m³を超え500m³まで(1m³につき)	165	まで	101以上	180				
		500m³を超えるもの(1m³につき)	195							
	湯屋業	1m³につき	35		公衆浴	湯汚水	1m³につき	40		
	※ 使用料	は、この表の規定により算出した額に 100分の	105を		※使用料	ま、この表の	規定により算出した額に100:	分の105を		
	乗じて	得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)			乗じて行	导た額(10円	未満の端数は切り捨てる。)			
	(設定例 そ		(設定例 その1)							
	•1カ月20r	・1カ月20m³使用					- 1カ月20m³使用			
┃ •下水道料金		(8m³まで) 基本料金 7	750円			(10m³ま ⁻	で) 基本料金	1, 000円		
		(9m³~13m³) @85×5m³=42	25円			(11m³~:	20m³まで) @120×10m	³=1, 200円		
	使用料	(14m³~20m³) @90×7m³=63	D円		使用料					
		計 1,805円			計 2,200円					
	1	×105/100=1, 895円			2, 200円×105/100=2, 310円					
	<u>下水道料金</u>	: 1, 895円			下水道料金	2, 3	<u>10円</u>			
	(設定例 そ	- 0 2)			(設定例 そ	· 0 2)				
	<u>•1カ月30r</u>	n³使用			•1カ月30n	n³使用				
		(8m³まで) 基本料金	750円			(10m³ま ⁻	で) 基本料金	1, 000円		
		(9m³~13m³) @85×5m³=4	425円			(11m³~;	30m³まで) @120×20m	n³=2, 400円		
	使用料	(14m³~20m³) @90×7m³=6	630円		使用料					
		(21m³~30m³) @130×10m³=1, 3	300円							
		計 3,	, 105円					計 3,400円		
	III '	3, 105円×105∕100=3, 260円				3, 400円×105∕100=3, 570円				
	下水道料金	<u>3, 260円</u>			<u>下水道料金 3,570円</u>					

【住民負担・行政サービス一覧 土木一③】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
	単位負担金 1㎡当たり 150円	単位負担金 1㎡当たり 500円
•下水道受益者負担金	徴収方法 5年間分割払い(年2回納付) または一括払い	徴収方法 3年間分割払い(年3回納付) または、一括払い
· 下水道排水設備設置 助成金	なし	(対象) 1. 生活扶助受給者 2. 汲み取り便所を水洗便所に改修する工事及びこれに併せて行う排水設備工事 3. 浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う排水設備工事(内容) 1の場合:限度額50万円 2の場合:供用開始後1年以内;工事費の10%以内(限度額 5万円) 同供用開始後2年以内;工事費の6%以内(同3万円) 同供用開始後3年以内;工事費の3%以内(同2万円) 3の場合:供用開始後1年以内;工事費の10%以内(限度額 5万円) 3の場合:供用開始後1年以内で大型浄化槽の改造を伴うとき;工事費の10%以内(同50万円)
・水洗便所改造資金融 資あっせん及び利子補 給	水洗便所改造資金貸付事業 浄化槽 1槽につき20万円以内 汲み取り便所 1戸につき40万円以内 無利子 償還方法:1ケ月当たり10,000円の均等分割払	(内容) 融資額 10万円以上50万円以内(1万円単位) 償還方法 融資を受けた翌月から3年以内に償還すれば、その間の 利子については無利子 融資条件 供用開始後3年以内に排水設備工事を行うものに対する その他、詳細条件あり

【住民負担・行政サービス一覧 水道一①】(平成15年4月1日現在)

【任氏負担		ーピスー	- 覧 水道	直一(1)](平	成15年4月1日	現在)	_	구········				
	高松市						+	香川町				
	①従量:	料金(1カ月	引m³につ	き)				①料金(1カ月につき)				
	種別	用注	途別	使月	用水量(m³)	金額(円)		用途別		使用水量(m³)	基本料金(円)	超過料金
	専用	一般用		10まで		40		一般用	,	5まで	700	
		メーターロ	コ径	10を超え20まで		130				10まで	1, 300	
		13mmま	た	20を超え10	00まで	200				10を超える	1m³≝	たり160円を加算
		は20mm	1	100を超え	るもの	240		団体用	Ú	0~20	2, 700	
		一般用		20まで		130			:	20を超える	1m³当	たり170円を加算
		メーターロ	口径	20を超え10	00まで	200		集会場		0~3	400	
		25mm以	.上	100を超え	るもの	240				3を超える	1m³≝	たり160円を加算
		湯屋用		20まで		65						
				20を超え10	00まで	100		②メーター使用	料(1	カ月につき)		
				100を超えるもの		120		口径、		使用量(円)	口径(mm)	使用量(円)
•水道料金		特殊用				480		(mm)			·	
小垣竹並	連用	一般用		10まで		40			13	80	30	300
				10を超え20		130			20	120	40	500
				20を超え100まで		200		:	25	160	50	800
				100を超えるもの		240		※水道料金			~ \	
	②基本:	料金(1カ月	月につき)					=(メーター使用料+基本料金+超過料金): 105/100 (10円未満の端数は切り捨て				
		タ ーの 怪(mm)	金額	額(円)	メーターの口径 (mm)	金額(円)						
		13		1, 000	50	16, 000						
		20		2, 000	75	34, 000						
		25		3, 000	100	62, 000						
		40		7, 600	150	160, 000						
	※水道											
	=	=(従量料金	金丰基本彩	本金)× 105/	1 00							

【住民負担・行政サービス一覧 水道一②】(平成15年4月1日現在)

	高松市			香川町			
	(設定例その1) ・一般用 口径13	mm		(設定例その1) ・一般用 口径13mm			
	<u>・1カ月20m³使用</u>		(単位:円)	<u>・1カ月20m³使用</u>		(単位:円)	
	基本料金		1, 000	メーター使用料		80	
	従量料金	(10m³まで)		基本料金	(10m³まで)	1, 300	
		@40 × 10m³=	400	超過料金	(11m³~20m³)		
		(11m³~20m³)			@160×10m³=	1, 600	
		@130 ×10m³=	1, 300		計	2, 900	
		計	1, 700	(80+2, 900) ×	105/100=3, 129	_	
	(1, 700+1, 00	0)×105/100=2, 835		(10円未満の端数は切り捨て)			
		<u>水道料</u>	金 2, 835円	<u>水道料金 3, 120円</u>			
•水道料金	(設定例その2)			(設定例その2)			
	•一般用 口径13	mm		•一般用 口径13	mm		
	• <u>1カ月30m³使用</u>		(単位:円)	• <u>1カ月30m³使用</u>	(単位:円)		
	基本料金		1, 000	メーター使用料		80	
	従量料金	(10m³まで) @40×10m³=	400	基本料金	(10m³まで)	1, 300	
		(11m³~20m³)		超過料金	(11m³~30m³)		
		@130×10m³=	1, 300		@160×20m³=	3, 200	
		(20m³~30m³)			計	4, 500	
		@200×10m³=	2, 000			_	
		計	3, 700	(80+4, 500) ×	105/100=4, 809		
	(3, 700+1, 00	0)×105/100=4, 935		ゴ (10円未満の端数は切り捨て)			
		<u>水道料</u>	金 4,935円		<u>水道料金</u>	4. 800円	

【住民負担・行政サービス一覧 教育一①】(平成15年4月1日現在)

	高松市				香川町				
<u></u> 推園									
①授業料	月額	頁 5,900円 (市立幼稚園)			月額 5, 200円 (町立幼稚園)				
	•就	園奨励費補助事業(14年度 幼稚園に就園する満3歳! 保護者に対して授業料等	見、3歳児、4歳児、5歳児	Ø	・就園奨励費補助事業(14年度実績) 幼稚園に就園する3歳児、4歳児、5歳児の 保護者に対して授業料等の減免補助を行う。				
	授業	———————— 类料等減免	減免限度額(円)	対象人員	授業料等減免 減免限度額(円) 対象人	員			
	措置	置階層区分	(1人当たり年額)	(人)	措置階層区分 (1人当たり年額) (人)				
	市	市町村民税所得			町市町村民税所得				
	立		第1子 20,000	84	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ç			
	幼	(生活保護世帯を含む)	第2子 36,000	17	幼 (生活保護世帯を含む) 第2子 36,000	1			
	稚		第3子 52,000	0	第3子 52,000	C			
	園	小計		101	園合計	10			
		市町村民税所得	第1子 136, 800	215					
	私	割非課税世帯	第2子 178,000	26					
②就園奨励			第3子 220,000	0					
© 170 ELL JC 11113		市町村民税所得	第1子 104,000	159					
	立	割課税世帯	第2子 155,000	26					
			第3子 207,000	2					
		市町村民税所得							
	纫	割課税世帯							
		8, 800円以下	第1子 79, 900	188					
	Iμ		第2子 138,000	16					
	稚		第3子 197,000	0					
		102, 100円以下	第1子 56, 100	2, 088					
	遠		第2子 122,000 第3子 187,000	232					
			カ3丁 10/, UUU 	2, 953					
	合計			3, 054					
	口百	I	_	3, 004					

【住民負担・行政サービス一覧 教育一②】(平成15年4月1日現在)

<u> </u>	高松r		<u> </u>		香川町
-幼稚園					
	•第:	3子以降補助事業(14年度実績) 3番目以降の子供を幼稚園に通れ 減免・補助を行うことにより、保護			なし
		区分	(年額•円)	(人)	
		市民税所得割非課税世帯	第1子 32,600	23	
	私		第2子 23,000	5	
			第3子 13,000	0	
		市民税所得割			
		8, 800円以下	第1子 56,900	12	
			第2子 40,000	2	
			第3子 23,000	0	
		8, 801円~23, 900円	第1子 80,700	27	
			第2子 56,000	5	
			第3子 33,000	0	
		23, 901円~102, 100円	第1子 40, 350	122	
②就園奨励			第2子 28,000	31	
	立		第3子 16,500	1	
		102, 101円以上	54, 100	199	
		計	_	427	
		区分	(年額•円)	(人)	
	市	市民税所得割非課税世帯	第1子 50,800	27	
			第2子 34,800	10	
			第3子 18,800	0	
		市民税所得割			
		23, 900円以下	70, 800	36	
	立		35, 400	123	
		計		196	
		区分	(年額•円)	(人)	
	国	市民税所得割	155 Alle Jul - A - T		
		23, 900円以下	授業料の全額	1	
	立	23,900円を超える	授業料の1/2	5	
		計	_	6	

【住民負担・行政サービス一覧 教育一③】(平成15年4月1日現在)

【正以只担门	」以り ころ 見 教育 ◎八十成 13年4万 1 高松市		香川町
・幼稚園 ②就園奨励	・私立幼稚園就園補助事業(14年度実績) 私立幼稚園児の保護者で幼稚園就園奨励費の対象 に対して、私立幼稚園就園費を支給する。 年齢区分 対象人員 補助 (人) (1人) 満3歳児 59		なし
•遠距離通学補助	○離島生徒通学費補助 (対象)・女木地区の生徒で城内中学校に通学する生徒の保 (助成額)・通学費全額	護者	○町立小中学校遠距離通学児童生徒通学補助 (対象) ①小学校児童で通学距離が4km以上のバス通学者の保護者 ②中学校生徒で通学距離が6km以上の自転車通学者の保護者 (補助額)①年間負担額の70% (24,360円) ②定める一部補助 (年間 8,000円) ○東谷幼稚園廃園に伴う通園(所)補助 (対象)上記の保護者(補助額 年間 25,410円)
•学生育英事業 •奨学制度	 ○奨学金 1人当たり支給月額 9,000円 成績優秀で向学心旺盛な生徒であって、家庭の経済 高等学校等への進学が困難な者に対して、奨学金を ○高等学校等入学準備金貸付 高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準値 困難な者に対して、入学準備金を貸し付ける。 ・貸付限度額 国公立 100,000円以内(無利息) 私立 150,000円以内(無利息) ・貸付決定 貸付選考委員会に諮り教育委員会が決 ・返還方法 6カ月据え置きの後25カ月以内の割賦 	支給する。	なし

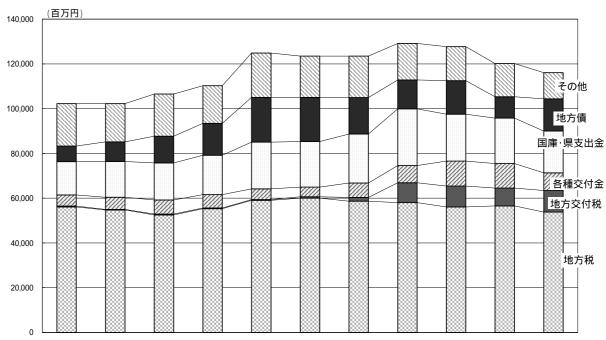
【住民負担・行政サービス一覧 教育一④】(平成15年4月1日現在)

	メザービ <u>ス一覧 教育一(4)』</u> 高松市		. /	香川町		
	〇児童生徒副読本支給事業 (平			THE COLUMN TO TH		
	学校教育における補助教材とし			しなし		
	学校	支給学年 支給人員	単価			
	┃	(年) (人)	(円)			
	小わたしたちの体育	1~6 18, 691	460			
	道徳読み物	1~6 18, 704	450			
· 保護者負担軽減	学	3•4 6, 125	500			
対策	┃┃ 高松の今と昔 ┃┃ ┃		366			
	校小計	43, 520				
	中かけがえのない君だから	1~3 9, 372	520			
	学					
	校小計	9, 372				
	合計	52, 892				
	①調理方法(方式) 単独校	調理・共同調理方式の併用		①調理方法(方式) 共同調理場方式(町立学校給食センター)		
	②給食費(月額)			②給食費(月額)		
	幼稚園	なし		幼稚園 3, 340円		
	小学校 低学年	3, 434円		小学校 3,930円		
	中学年	3, 655円				
•学校給食	高学年	3, 876円				
	中学校	3, 920円		中学校 4,470円		
	┃ ┃ ③燃料費 公費負担(学	交給食会に全額補助)		 ③燃料費 公費負担		
	④米飯給食	人们及21-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1		④米飯給食		
		校(18校)…週2.5回		[回数] 小学校(3校)中学校(1校)幼稚園(3園)…週3回		
	〔方式〕自校炊飯…週1.25		回	[方式] 共同調理場炊飯…週3回		

2 高松市・香川町の財政状況について

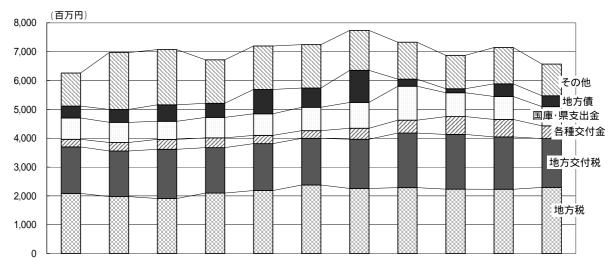
1 歳入の推移

(1) 高松市



高松	市	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	1 4 年度
歳入決算額		102,245	102,282	106,563	110,244	124,858	123,487	123,508	129,158	127,725	120,148	116,109
地方税		56,115	54,702	52,490	55,306	59,044	60,022	58,666	58,007	56,114	56,546	53,802
地方交付	†税	329	304	412	325	338	611	1,649	8,887	9,303	8,007	9,617
各種交付	金	4,988	5,432	6,268	5,946	4,769	4,302	6,478	7,701	11,145	10,936	7,904
国庫・県	支出金	14,913	15,955	16,571	17,617	20,907	20,379	21,888	25,331	20,931	20,295	18,682
地方債		6,962	8,763	11,941	14,273	19,978	19,734	16,320	12,908	15,007	9,511	14,402
その他		18,938	17,126	18,881	16,777	19,822	18,439	18,507	16,324	15,225	14,853	11,702

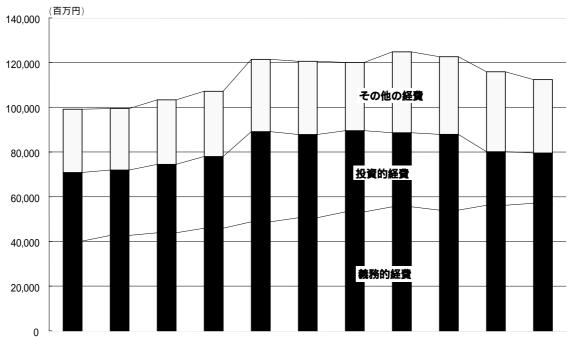
(2) 香川町



	香川町	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	1 4 年度
旂	表入決算額	6,256	6,966	7,070	6,717	7,194	7,243	7,734	7,323	6,869	7,142	6,570
	地方税	2,085	1,974	1,906	2,095	2,185	2,376	2,259	2,285	2,231	2,229	2,294
	地方交付税	1,611	1,583	1,706	1,577	1,624	1,617	1,707	1,890	1,899	1,813	1,690
	各種交付金	263	293	344	340	288	269	378	449	619	604	441
	国庫・県支出金	743	698	628	706	748	807	893	1,174	825	801	666
	地方債	409	446	570	493	844	671	1,113	249	138	436	378
	その他	1,145	1,972	1,916	1,506	1,505	1,503	1,384	1,276	1,157	1,259	1,101

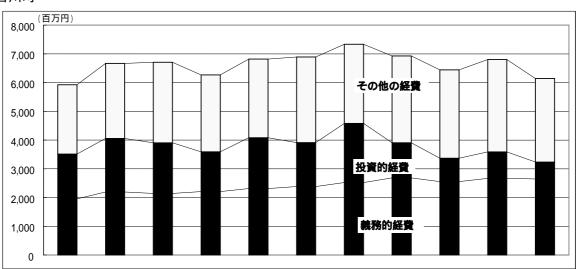
2 歳出の推移

(1)高松市



	高松市	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	1 4 年度
歳	出決算額	99,130	99,394	103,346	107,176	121,455	120,575	120,068	124,806	122,637	115,905	112,398
	義務的経費	40,116	42,655	43,883	45,919	48,753	50,549	53,215	55,493	53,959	56,171	57,071
	投資的経費	30,722	29,277	30,605	32,062	40,384	37,278	36,334	33,111	33,967	23,947	22,494
	その他経費	28,292	27,462	28,858	29,195	32,318	32,748	30,519	36,202	34,711	35,787	32,833

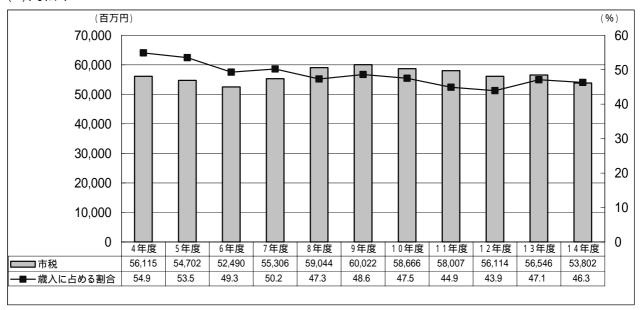
(2) 香川町



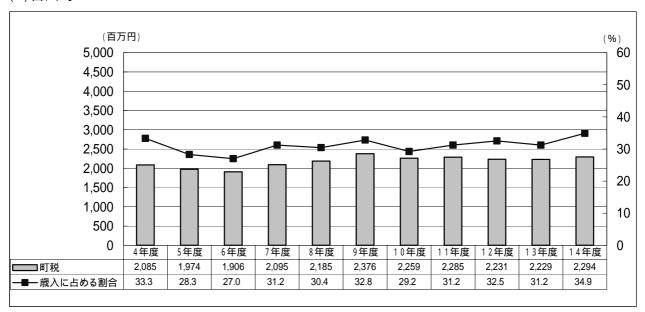
香川町	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	1 1 年度	12年度	13年度	1 4 年度
歳出決算額	5,926	6,667	6,709	6,264	6,820	6,892	7,331	6,926	6,442	6,799	6,143
義務的経費	1,953	2,191	2,145	2,205	2,313	2,382	2,519	2,683	2,553	2,665	2,648
投資的経費	1,559	1,863	1,759	1,386	1,767	1,530	2,058	1,222	815	923	586
その他経費	2,414	2,613	2,805	2,673	2,740	2,980	2,754	3,021	3,074	3,211	2,909

3 税収の推移

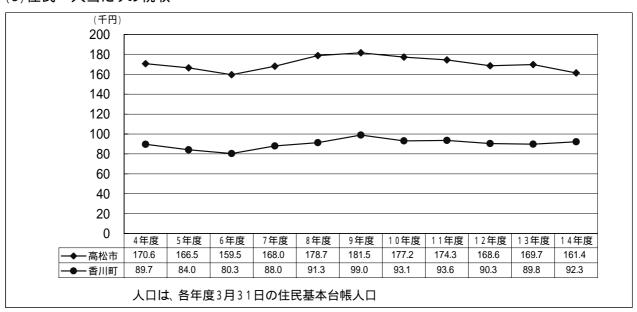
(1) 高松市



(2) 香川町

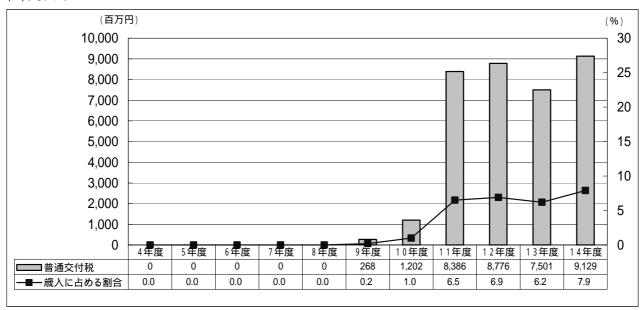


(3)住民一人当たりの税収

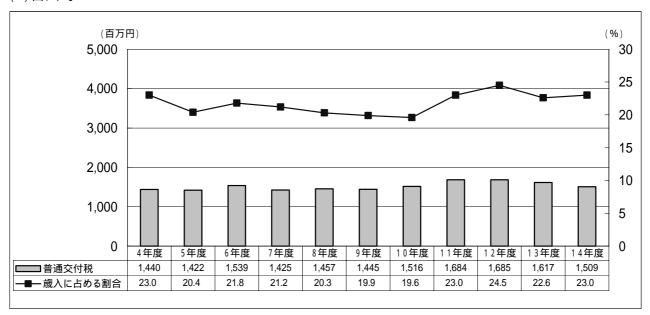


4 普通交付税の推移

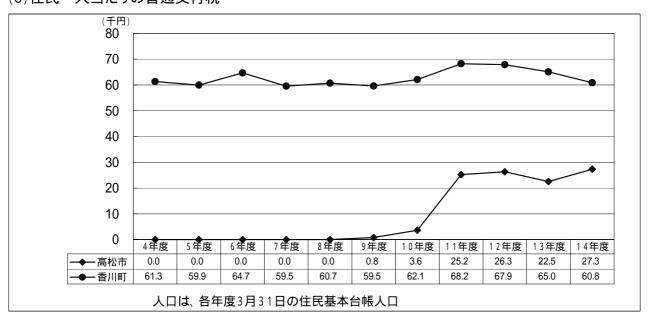
(1) 高松市



(2) 香川町

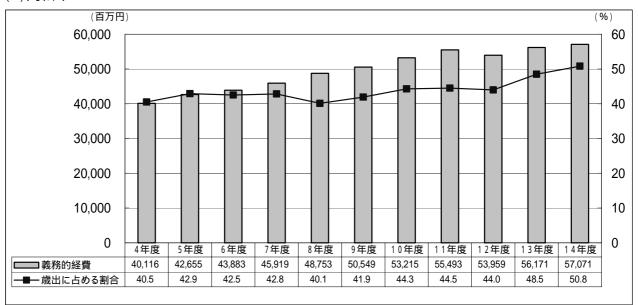


(3)住民一人当たりの普通交付税

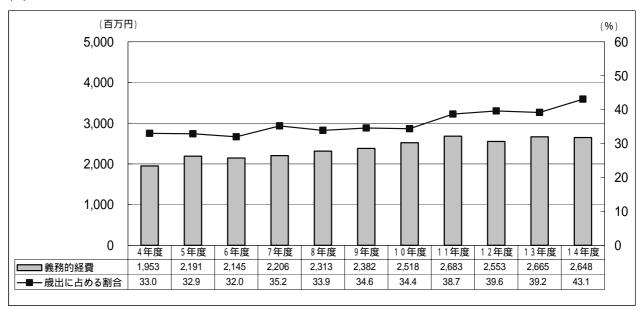


5 義務的経費の推移

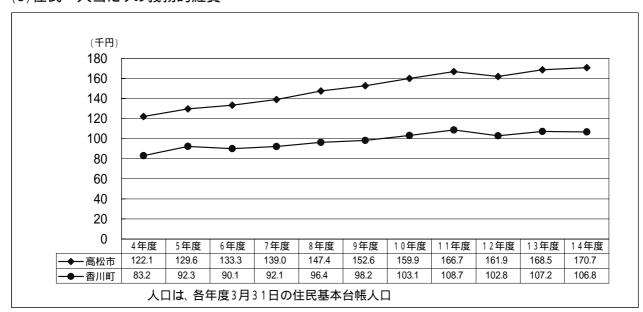
(1) 高松市



(2) 香川町

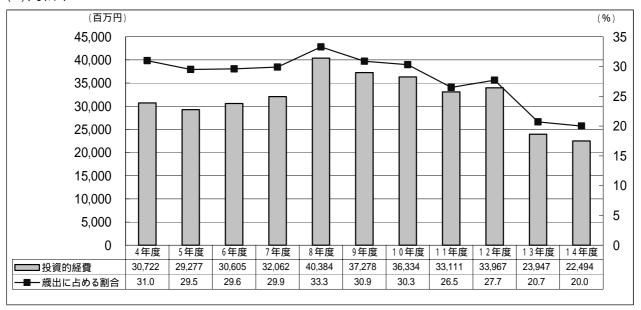


(3)住民一人当たりの義務的経費

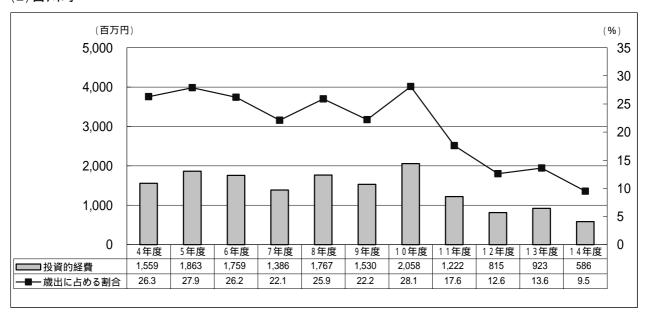


6 投資的経費の推移

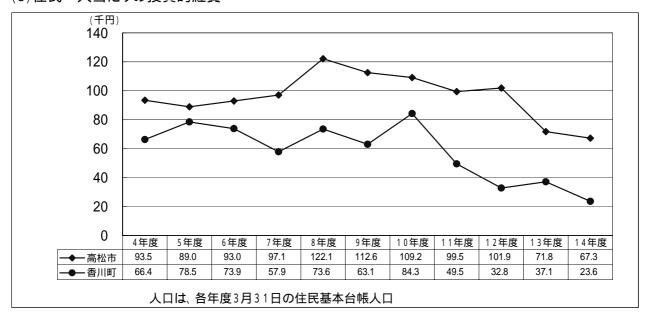
(1) 高松市



(2)香川町

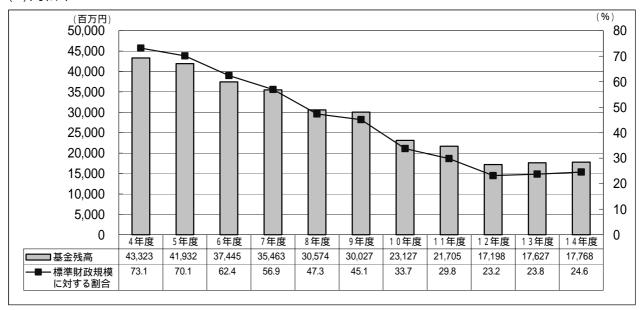


(3)住民一人当たりの投資的経費

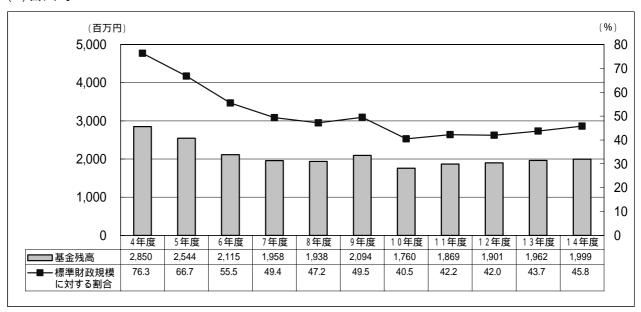


7 基金残高の推移

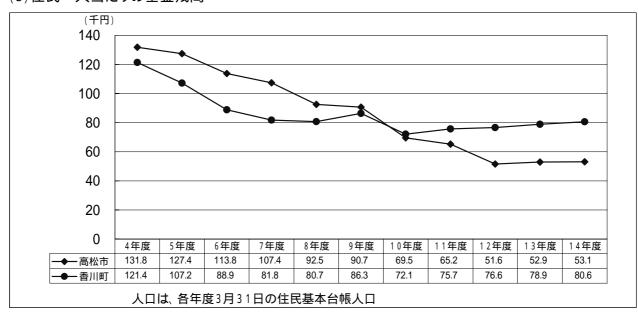
(1) 高松市



(2) 香川町

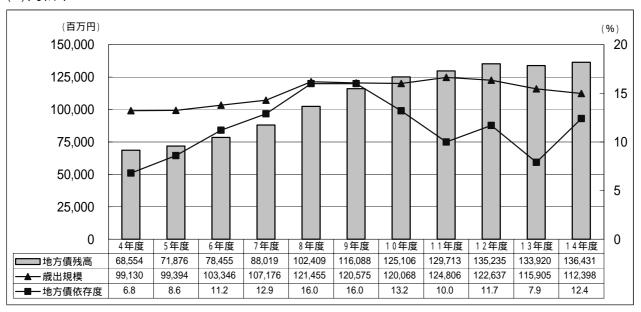


(3)住民一人当たりの基金残高

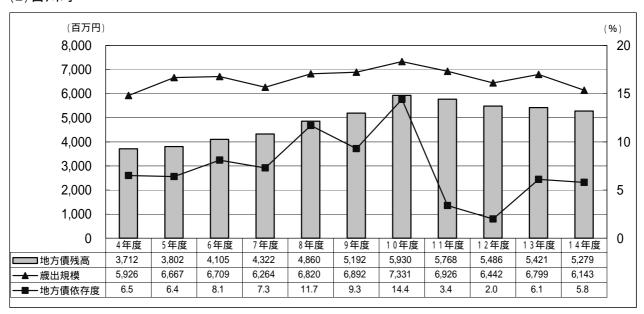


8 地方債残高の推移

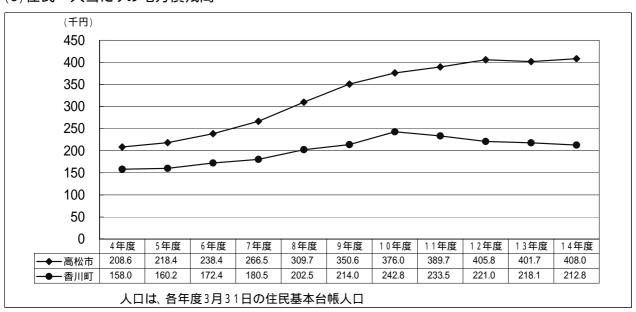
(1) 高松市



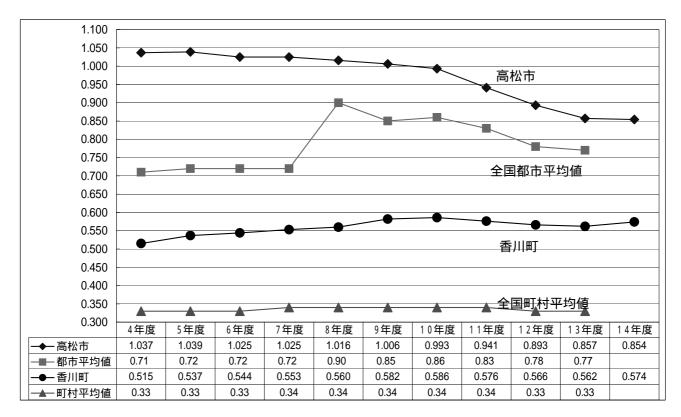
(2)香川町



(3)住民一人当たりの地方債残高

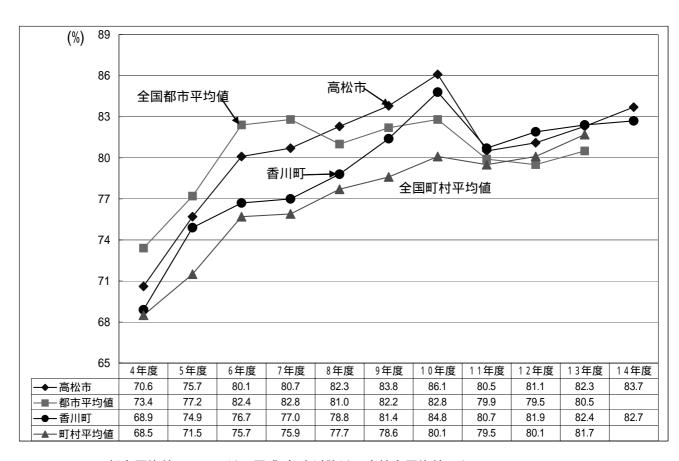


9 財政力指数の推移



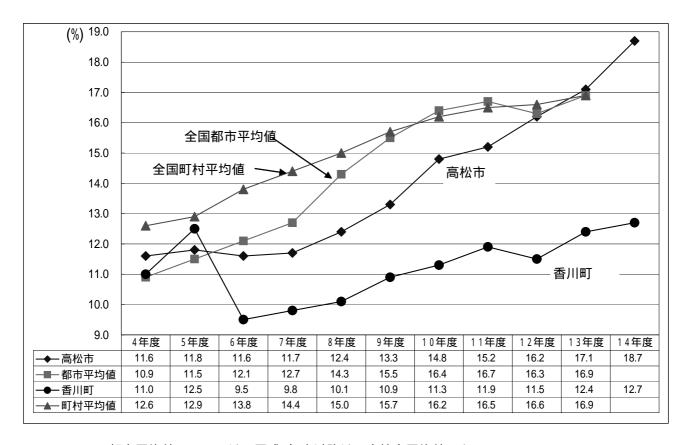
都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

10 経常収支比率の推移



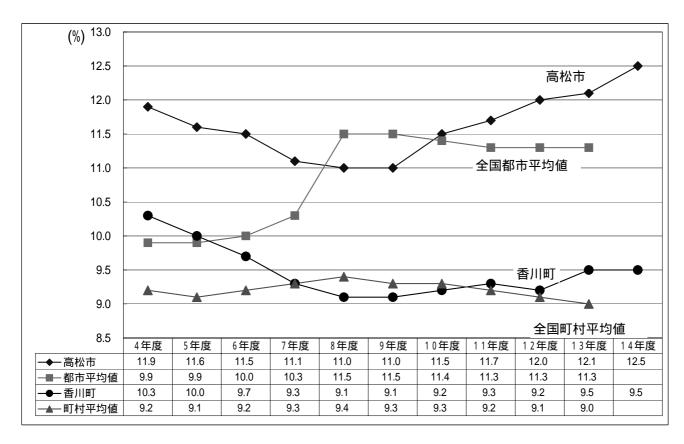
都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

11 公債費負担比率の推移



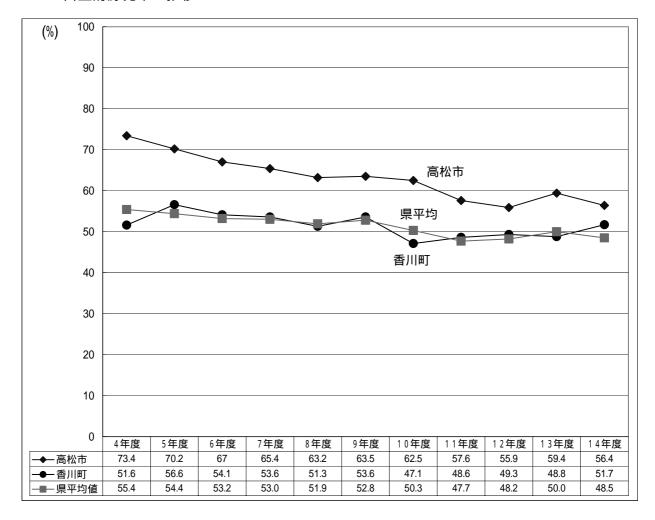
都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

12 起債制限比率の推移



都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

13 自主財源比率の推移



3 三位一体改革と地方交付税について

《三位一体改革》

- 1 三位一体改革のポイント
 - (1)「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、 国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新 しい行政システムを構築する。
 - (2) 国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図り、歳入・歳出両面で地方の自由度を高める。
 - (3) 受益と負担の関係を明確化し、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。
 - (4) 行政の効率化、歳出の縮減・合理化など国・地方を通じた行財政改革を推進し、行財政システムを持続可能なものへと変革するなど、「効率的で小さな政府」を実現する。
- 2 改革の具体的な工程(改革は、平成18年度までの3年間で行う。)
 - (1) 国庫補助負担金の改革 概ね4兆円の廃止、縮減等 公共事業も含め、事務事業の徹底的な見直しを行い、国庫補助負担金(15年度当初:20.4兆円)については、概ね4兆円を目途に廃止、縮減等の改革を行う。
 - (2) 地方交付税の改革

地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、地方交付税の総額を抑制し、 財源保障機能を縮小する。

- ・補助事業の抑制
- ・地方財政計画上の人員を4万人以上純減 約1.6%減
 - ・平成15年度:約248万人
- ・投資的経費(単独)を平成2~3年度の水準を目安に抑制 約10.5%減 ・平成15年度:約14兆8,800億円 3年度:13兆3,213億円
- ・一般行政経費等を現在の水準以下に抑制

国の関与・縮小に対応した算定方法の簡素化を進める。

小規模自治体に手厚く地方交付税を配分する「段階補正」の見直しを進める。 地方債元利償還金の後年度参入措置(事業費補正)を事業の性格に応じて見直す。 地方交付税の不交付団体の人口割合を大幅に高めていく。

(3) 税源移譲を含む税源配分の見直し

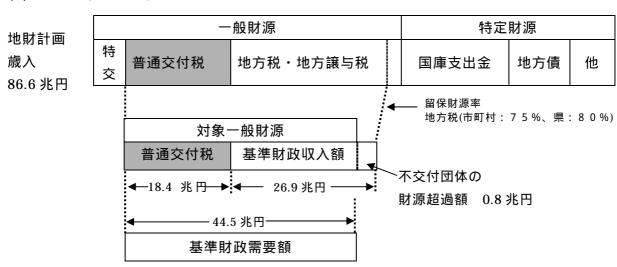
税源移譲は、基幹税の充実を基本に行う。

- ・廃止する補助金の8割程度を目安に移譲
- ・義務的な事業は、徹底的な効率化を図った上で、その所要の全額を移譲する。 地方の財政運営に支障を生じないよう暫定的に財源措置を講じる。

地方の課税自主権の拡大を図る。

《地方交付税》

- 1 地方財政計画と地方交付税
 - (1) 地方交付税の総額は、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき、マクロベースで決定される。
 - (2) 各団体への普通交付税の交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、基準財政需要額は、地方財政計画の歳出のうち、一般財源対応分を参入するものである。
 - (3) 概念図(14年度)



- 2 地方財政計画における財源不足の補填(平成15年度)
- (1) 通常収支の不足の補填・・・・・・・・・・・約13兆4,457億円 地方交付税の増額(一般会計加算)・・・・・約 5兆7,361億円 約 1,945億円 既往法定分等 (A) 約5兆5,416億円 臨時財政対策債分 (B) 臨時財政対策債の発行・・・・・・・・・約 5 兆 8 , 6 9 6 億円 財源対策債・・・・・・・・・・・・ 約 1兆8,400億円 (2) 恒久的な減税に係る補填・・・・・・・・・・・・約 3 兆 2 , 4 3 7 億円 交付税特別会計借入金・・・・・・・・・約1兆3,880億円 (C) 一般会計加算・・・・・・・・・・・約 4 2 0 億円 (A) 地方特例交付金、減税補填債等・・・・・・約1兆8,137億円 (3) 先行減税に係る補填・・・・・・・・・・・・・・ 6 , 8 7 3 億円
- (4) 国庫補助負担金の見直しに伴う補填・・・・・・・・約 2 , 3 4 4 億円 交付税特別会計借入金・・・・・・・・・・約 1 , 1 7 2 億円 (E) 地方特例交付金・・・・・・・・・・・・・・・・約 1 , 1 7 2 億円

4,463億円

2,410億円

(D)

交付税特別会計借入金・・・・・・・・約

減税補填債・・・・・・・・・・・・約

3 地方交付税(平成15年度)

(1) 入口ベース (歳入)・・・・・・・・・・ 約16兆3,926億円

法定5税分・・・・・・・・・・・・約10兆6,141億円

所得税・酒税:32%法人税:35.8%消費税:29.5%たばこ税:25%

一般会計加算・・・・・・・・・・・・約 5兆7,785億円

既往法定分等 約 2 , 3 6 9 億円 (A) 臨時財政対策債分 約 5 兆 5 , 4 1 6 億円 (B)

(2) 出口ベース(地方に交付される地方交付税総額)・・ 約18兆 693億円

(3) 差額(交付税特別会計借入金)・・・・・・・ 約 1兆6,767億円

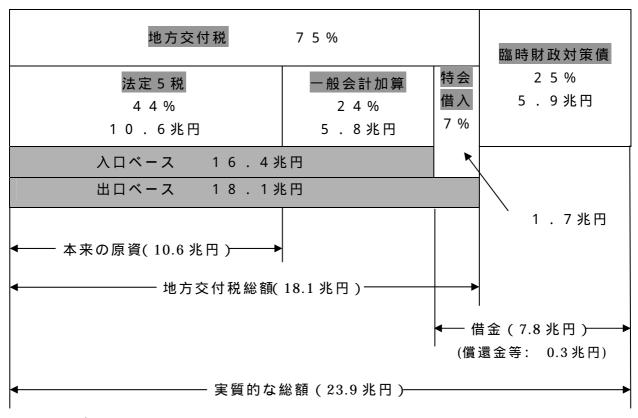
恒久的な減税に係る補填 約1兆3,880億円 (C) 先行減税に係る補填 約 4,463億円 (D)

国庫補助負担金見直し分 約 1,172億円 (E)

借入金償還等 約 2,748億円

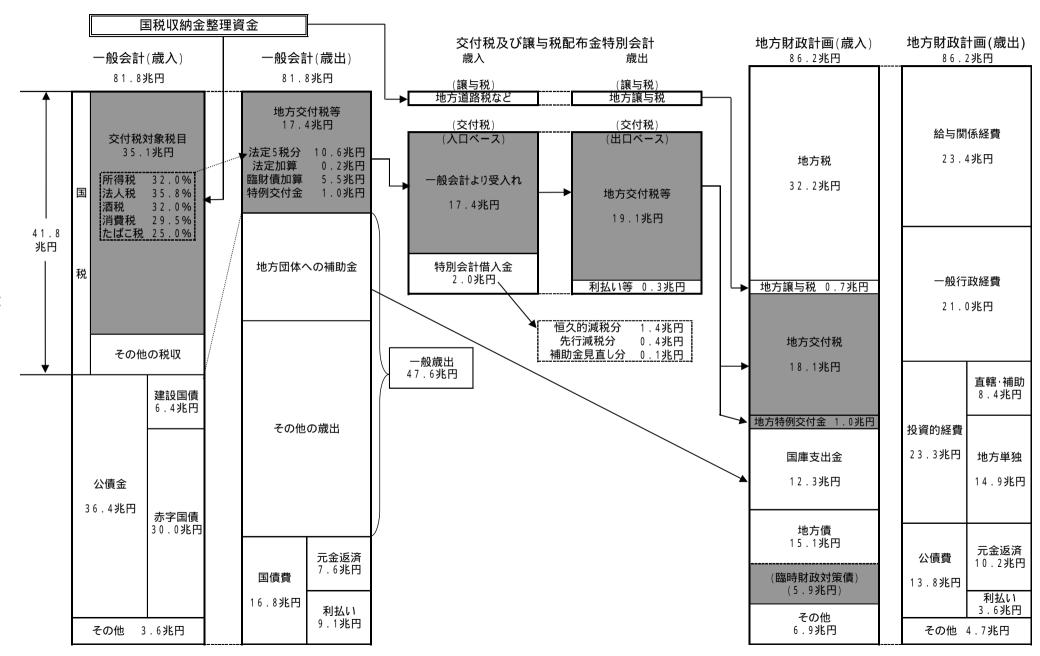
4 地方交付税概念図(平成15年度)

地方交付税総額(臨時財政対策債を含む) 約23兆9,389億円



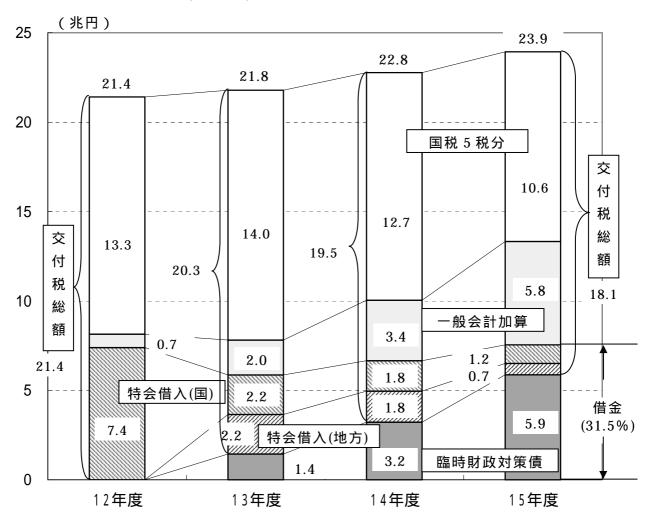
各項目ごとに四捨五入しているため、総額とは一致しない。

1 国の予算と地方財政計画の関係(平成15年度)【参考】



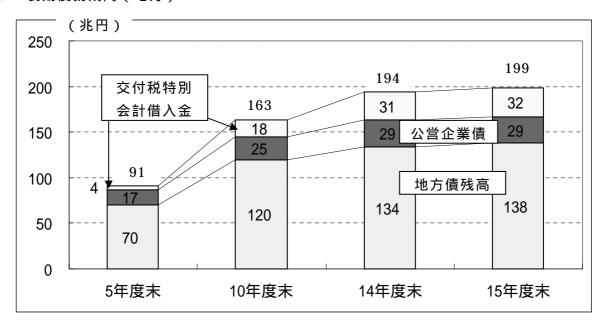
- 44

2 地方交付税総額の推移(概念図)



四捨五入の関係や、交付税特会の償還等の関係で、総額とは一致しない。

3 長期債務残高(地方)



4 普通交付税(市町村分)の推移

区分		10年度	11 年度	12年度	13年度	14 年度	15 年度
香川県	交付税額(百万円)	68,176	80,322	80,167	73,844	71,845	66,349
	対前年度比(%)	4.9	17.8	0.2	7.9	2.7	7.6
全国	交付税額 (億円)	78,331	86,920	87,529	82,467	77,327	71,677
	対前年度比(%)	4.4	11.0	0.7	5.8	6.2	7.3
地方財	総額(兆円)	87.1	88.5	88.9	89.3	87.6	86.2
政計画	対前年度比(%)	2.1	1.6	0.5	0.4	1.9	1.6

5 段階補正の見直し

(1) 段階補正とは

行政経費は、一般的には規模の小さな市町村ほど割高になる傾向があるので、必要な財源を保障するため、地方交付税を割り増して算定する段階補正を適用している。

(2) 見直しの趣旨

小規模団体にあっても、職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方公共団体もあり、そのような実態を反映させる。

(3) 見直しの手法

全団体の平均を基礎として割増率を算定する手法を改め、より効率的な財政運営を 行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する。

3年間(平成14~16年度)で、5万人未満の市町村を対象に、交付税額を削減する。

(4) 影響額

全国総額で年間約700億円、3年間で約2,000億円 個別団体の影響額

団体の人口段階	単年度影響額		
1,000人前後	概ね 8百万円		
4,000人前後	概ね 18百万円		
8,000人前後	概ね 17百万円		
12,000人前後	概ね 17百万円		
20,000人前後	概ね 17百万円		
30,000人前後	概ね 10百万円		

財政用語解説

用語	解説
地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、 地方公共団体が等しく事務を遂行することができるよう、一定の基準によ リ国が交付する税のことをいいます。 国の三位一体改革では、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小 するなど、改革が進められています。
義務的経費	人件費、扶助費、公債費のように、その支出が義務づけられ、任意に削減することができない硬直性の強い経費です。 歳出に占めるこれらの経費の割合が高くなれば、それだけ財政が硬直化している(ゆとりがない)ことを示します。
人件費	地方公務員の給与や退職金等に要する経費のことです。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費で、任意に縮減、圧縮できません。地方自治体独自の支出も含まれます。
公債費	地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に 残るものに支出される経費です。道路、橋りょう、公園、学校などの建設 や大規模修繕など社会資本の整備に要する経費です。
標準財政規模	標準税率で算定した税収入額と地方道路譲与税などの税外収入に地方 交付税を加えた額(地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な 一般財源)です。 標準財政規模の20%を超える財政赤字が生ずると、地方債の発行を制 限され、財政再建準用団体の申請を余儀なくされます。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す数値で、地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。この数値が1を超えるか、1に近いほど財源に余裕があるということができます。
経常収支比率	経常的経費充当一般財源 / 経常一般財源収入 x 100 (%) 人件費、公債費などの経常的経費(固定経費)に対して、地方税や地方 交付税に代表される経常的に収入される一般財源が、どれだけ充当されて いるかを表す指標で、財政収支構造の弾力性をみる最も代表的な指標で す。この指標が低いことは、投資的な経費に向けられる財源が多い(余裕 がある)とことであり、一般的に、市にあっては、80%、町村にあって は、75%を超えると弾力性を失いつつあるといわれています。 なお、13年度から、臨時財政対策債及び減税補てん債の新規発行額を 経常一般財源収入に加算して算出した数値を採用しています。

用語	解 説
公債費負担比率	公債費充当一般財源 / 一般財源収入総額×100 (%) 地方債の償還や一時借入れ金の利払いに充当された一般財源の一般財 源総額に占める割合を表し、公債費という最も硬直的な経費に充てられた 一般財源の割合をみることにより、財政運営の硬直性をみようとするもの です。一般的には、この比率の15%が警戒ライン、20%が危険ライン といわれています。
起債制限比率	地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれが充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模に対して占める割合をみることにより、財政構造の弾力性をみようとするものである。 この指標は地方債の許可の制限に用いられており、20%以上の団体に対しては、原則として一般単独事業債などの発行が制限される。なお、13年度から、算定式の分母に臨時財政対策債発行可能額を含めて算出することとなりました。
自主財源	自主的に収入できる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、 手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などです。